

農地改良届必要書類一覧

（令和8年5月作成）

図 書	説 明	チェック
農地改良届出書 【原本1部】		
位置図（案内図） 【1部】	都市計画図（1/2500）その他の地図（転用の場所が明らかであれば、インターネット上の地図なども可）に <u>申請地を朱書きで明記</u> してください。 ※ 都市計画図は、都市計画課（西館3階）で購入できます。	
土砂搬入・排出経路図 【1部】	土砂の搬入及び排出経路を示す図面（位置図に記入可）	
造成（配水）計画概略図 【1部】	届出地の造成方法及び配水方法を示す図面	
産業廃棄物で埋め立てしない 旨の誓約書 【原本1部】	届出者及び請負業者連名で作成してください。	
公図（地番表示図） 【1部】	3ヶ月以内に交付を受けたもの <u>申請地を朱書きで囲み、周囲の土地の現況地目についても朱書きで明記</u> してください。 ※ 公図は、法務局又は市税務課（本館3階）で購入できます。	
申請地の登記事項証明書 【原本又はコピーの提示】	<u>全部事項証明書</u> （法務局で3ヶ月以内に交付を受けたもの）	
住民票の写し 【原本又はコピーの提示】	（全部事項証明書の所有者の住所が現住所と異なる場合） 3ヶ月以内に交付を受けたもの	
土地所有者の同意書 【原本1部】	（借人が農地改良を行う場合）	
隣地承諾書（任意） 【1部】	（申請地の隣地が農地の場合）	

【注意事項】

- ・ 事業完了後速やかに事業完了届出書（様式第2号）を提出してください。
- ・ 宮田用水土地改良区の受益地である場合は、事業完了後、資格喪失届を宮田用水土地改良区事務所へ提出し、決済賦課金の納付等の手続きが必要です。資格喪失届の様式は、宮田用水土地改良区ホームページよりダウンロードしてください。
- ・ 上記で不要とされた書類であっても、必要に応じて追加で提出していただく場合があります。